

変更契約の調書

工 事 名 南陽市公共下水道 汚水管渠工事(第101工区)

当初

工 事 場 所 南陽市 若狭郷屋 地内
 請 負 業 者 名 株式会社大建工業
 工 事 種 別 土木一式工事
 工 事 概 要 汚水管渠工
 管路施設延長 L=126.40m (若狭郷屋第5処理分区:27-1-1,27-1-2管路)

契 約 金 額 12,430,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

工 期 着工 令和6年5月3日
 完成 令和6年8月31日

第1回変更

変 更 年 月 日 令和6年5月7日

契約金額(変更後)

工 期 完成 令和6年8月31日

変 更 理 由

南陽市財務規則(平成12年規則第8条)別記第1建設工事請負契約約款第38条ただし書中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

第2回変更

変 更 年 月 日 令和6年8月28日

契約金額(変更後) 12,282,600円 (消費税及び地方消費税を含む。)

工 期 完成 令和6年8月31日

変 更 理 由

下記の理由により、変更のうえ実施したい。

1. 管渠工

発生土処理について、運搬距離を7.0kmで計上していたが、受注者選定の処分地が4.0kmの箇所であったため、運搬距離を変更したい。

○管路土工	当初	変更
発生土処理(運搬距離)	L=7.0km	L=4.0km

2. 付帯工

道路管理者との協議により、表層工及び上層路盤工の施工幅員を、現況舗装の全幅まで拡大し実施したい。

	当初	変更
○舗装版切断工	L= 160 m	N= 7 m
○舗装版破碎工 t=3cm	A= 74 m ²	N= 67 m ²
○舗装版破碎工 t=5cm	A= 84 m ²	N= 173 m ²
○上層路盤工 t=15cm	A= 85 m ²	N= 173 m ²
○表層工 t=5cm	A= 152 m ²	A= 239 m ²

3. 仮設工

交通誘導員を配置する必要がなかったため、減工したい

○交通誘導員	当初	変更
合計	N= 17人	N= -人

4. その他、現地に適合するよう軽微な変更を実施したい。